

○函館市電車乗車料金条例

昭和44年6月23日条例第22号

改正

昭和44年9月6日条例第31号
昭和45年10月29日条例第28号
昭和48年1月24日条例第25号
昭和50年8月30日条例第41号
昭和51年12月27日条例第51号
昭和53年10月9日条例第31号
昭和55年10月23日条例第28号
昭和57年6月25日条例第23号
昭和59年6月29日条例第16号
昭和61年8月1日条例第26号
昭和63年6月27日条例第20号
平成4年6月26日条例第31号
平成6年7月18日条例第24号
平成9年3月27日条例第22号
平成12年12月20日条例第62号
平成15年3月20日条例第20号
平成26年3月26日条例第33号
平成29年12月8日条例第55号
平成31年3月6日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、本市の電車の乗車料金及び乗車券等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(乗車料金制度)

第1条の2 電車の乗車料金は、対キロ区間制による料金とする。

(乗車料金)

第2条 電車に乗車する者は、次条に規定する乗車料金を支払わなければならない。ただし、1歳未満の者は無料とし、保護者が同伴する1歳以上小学校入学前の者は保護者1人につき1人に限り無料とする。

第3条 乗車料金は、普通乗車料金、特別乗車料金および貸切乗車料金とする。

2 普通乗車料金は、次の各号に掲げる金額の範囲内で、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

(1) 大人（中学生以上の者をいう。以下同じ。）

- ア 2キロメートルまでの乗車1回につき 210円
- イ 4キロメートルまでの乗車1回につき 230円
- ウ 7キロメートルまでの乗車1回につき 250円
- エ 7キロメートルを超える乗車1回につき 260円

(2) 小児（小学生以下の者をいう。以下同じ。）

- ア 2キロメートルまでの乗車1回につき 110円
- イ 4キロメートルまでの乗車1回につき 120円
- ウ 7キロメートルまでの乗車1回につき 130円
- エ 7キロメートルを超える乗車1回につき 130円

3 特別乗車料金は、別表に定める金額の範囲内で、管理者が別に定める。

4 前項に定めるもののほか、管理者は、別に乗継乗車料金、乗継定期乗車料金、全線定期乗車料金その他の特別乗車料金を定めることができる。

5 貸切乗車料金は、1運行につき次の各号に掲げる金額の範囲内で、管理者が別に定める。

(1) 貸切りに係る車両に乗車する者の過半数が大人である場合 20,000円

(2) 貸切りに係る車両に乗車する者の半数以上が小児である場合 10,000円

(乗車券の発行等)

第4条 管理者は、前条第3項および第4項に規定する特別乗車料金を支払った者には、乗車券を発行する。

2 管理者は、必要と認めるときは、前項に規定する乗車券以外の乗車券等を発行することができる。

第5条 削除

(乗換乗車券)

第6条 電車運転系統の異なる区域にまたがり乗車する場合は、請求により乗換時間を指定した乗換乗車券を無料で発行する。

第7条 乗換乗車券は、これを譲渡又は貸与することができない。

2 乗換乗車券は、指定の日、時間に乗換停留場において乗換をしないときは、無効とする。

(乗車料金の割引)

第8条 管理者は、事業上の必要その他特別の理由があると認めるときは、乗車料金（以下「料金」という。）の割引をすることができる。

(料金の払戻し)

第9条 既納の料金は、定期乗車券の払戻しの場合または管理者が別に定める場合を除き、払戻ししない。

(料金の払戻し等の手数料)

第10条 既納の定期乗車券の料金の払戻しおよび定期乗車券の書換えに係る手数料の額は、それぞれ500円を超えない範囲内で管理者が別に定める。

第11条 削除

(料金の変更等)

第12条 料金を変更した場合は、通用期間を定めない乗車券については、券面表示額による新旧の差額を加算した場合に限り有効とする。

(定期乗車券の一時保管等)

第13条 定期乗車券の使用者が次の各号の一に該当する場合は、当該乗車券を一時保管する。ただし、使用者に悪意があると認められたときは、当該乗車券は無効とし、これを回収する。

(1) 乗車券を指定された乗降区間又は乗降方法以外に使用したとき。

(2) 乗車券の記名人以外の者が使用したとき。

(3) 乗車券の記載事項を改変して使用したとき。

(4) 通用期間経過後において乗車券を使用したとき。

(5) 虚偽の申告により発行を受けた乗車券を使用したとき。

(6) その他不正に乗車券を使用したとき。

(割増料金等)

第14条 乗車券の使用者が次の各号の一に該当する場合は、相当料金およびそれと同額の割増料金を徴収することができる。ただし、定期乗車券の使用者については、管理者が別に定める額とする。

- (1) 無効の乗車券を使用したとき。
 - (2) 乗車券の検査に際し、係員の請求を拒んだとき。
 - (3) 所定の料金を支払わないとき。
- (委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和44年規則第41号で、昭和44年11月1日から施行)
- 2 第4条第4号に規定するもののうち、学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校及び高等専門学校に通学する者の通学券又は通勤通学券については、第3条第4号イ(ア)及びウの規定にかかわらず、この条例の施行の日から1年間の料金は、次の表のとおりとする。

種別	料金
通学券	1月券 650円
	3月券 1,860円
通勤通学券	1月券 1,340円
	3月券 3,820円

- 3 この条例の施行の際、函館市電車自動車乗車料条例(昭和23年1月6日函館市条例第1号)の規定により発行された定期乗車券については、この条例により発行された定期乗車券とみなし、当該定期乗車券の券面に表示された通用期間中は、これを有効とする。

附 則(昭和44年9月6日条例第31号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和44年規則第42号で、昭和44年11月1日から施行)

附 則(昭和45年10月29日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年1月24日条例第25号)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和48年規則第61号で、昭和48年2月1日から施行。ただし、第3条の改正規定(同条第3号に係る部分に限る。)は、同規則で、昭和48年3月1日から施行)
- 2 改正後の条例第3条第3号の規定による定期乗車券のうち、次の表の種別欄に掲げるものについては、同条同号の規定にかかわらず、この条例の施行の日から1年間の料金は、次のとおりとする。

種別		料金
通勤券		1月券 1,690円 3月券 4,820円
通学券	大人	1月券 1,230円 3月券 3,510円
通勤通学券	その他の場合	1月券 2,200円 3月券 6,270円

- 3 改正後の条例第5条の規定による貸切乗車料金は、同条の規定にかかわらず、この条例の

第14類 函館市電車乗車料金条例

施行の日から1年間の料金は、次のとおりとする。

区分	料金
一般	6,000円
小学校, 盲学校, 聾 ^{ろう} 学校, 養護学校, 幼稚園および保育所の児童, 生徒または幼児	3,000円

4 この条例の施行の際, 改正前の条例の規定により発行された定期乗車券については, この条例により発行された定期乗車券とみなし, 当該定期乗車券の券面に表示された通用期間中は, これを有効とする。

附 則 (昭和50年8月30日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は, 規則で定める。(昭和50年規則第84号で, 昭和50年10月8日から施行)

(暫定普通乗車料金等)

2 この条例による改正後の函館市電車乗車料金条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項の規定による乗車料金は, 同項の規定にかかわらず, この条例の施行の日から6月間は, 次のとおりとする。

種別		料金		
普通乗車料金	大人	60円		
	小児	30円		
回数乗車券		60円券11枚つづり 1冊 600円		
定期乗車券	通勤券	1月券	2,700円	
		3月券	7,690円	
	通学券	大人	1月券	1,980円
			3月券	5,640円
		小児	1月券	990円
			3月券	2,820円
	通勤通学券	全区間往復となる場合	1月券	2,340円
			3月券	6,670円
		その他の場合	1月券	3,510円
			3月券	10,000円

(暫定貸切乗車料金)

3 改正後の条例第5条の規定による貸切乗車料金は, 同条の規定にかかわらず, この条例の施行の日から6月間は, 次のとおりとする。

第14類 函館市電車乗車料金条例

区分	料金
一般	9,600円
小学校, 盲学校, 聾 ^{ろう} 学校, 養護学校, 幼稚園および保育所の児童, 生徒または幼児	4,800円

(改正前の条例の規定による定期乗車券)

- 4 この条例の施行前に, この条例による改正前の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された定期乗車券は, 改正後の条例の規定により発行された定期乗車券とみなす。

附 則 (昭和51年12月27日条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は, 規則で定める。(昭和52年規則第3号で, 昭和52年4月8日から施行)

(改正前の条例の規定による定期乗車券)

- 2 この条例の施行前に, この条例による改正前の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された定期乗車券は, この条例による改正後の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された定期乗車券とみなす。

附 則 (昭和53年10月9日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は, 規則で定める。(昭和53年規則第62号で, 昭和53年12月1日から施行)

(暫定普通乗車料金等)

- 2 改正後の函館市電車乗車料金条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項の規定による乗車料金は, 同項の規定にかかわらず, この条例の施行の日から昭和54年9月30日までの間は, 次のとおりとする。

区分		料金	
普通乗車料金	大人	1回につき 100円	
	小児	1回につき 50円	
回数乗車券		100円券11枚つづり 1冊 1,000円	
		50円券11枚つづり 1冊 500円	
1日乗車券	大人	1枚 500円	
	小児	1枚 250円	
定期乗車券	通勤券		
	1月券 4,500円		
	3月券 12,830円		
	通学券	大人	1月券 3,600円
			3月券 10,260円
	小児	1月券 1,800円	
3月券 5,130円			

第14類 函館市電車乗車料金条例

通勤通学券	1月券 4,050円
	3月券 11,540円

(暫定貸切乗車料金)

3 改正後の条例第5条の規定による貸切乗車料金は、同条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から昭和54年9月30日までの間は、次のとおりとする。

区分	料金
一般	16,000円
小学校、盲学校、聾 ^{ろう} 学校、養護学校、幼稚園および保育所の児童、生徒または幼児	8,000円

(改正前の条例の規定による定期乗車券)

4 この条例の施行前に、改正前の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された定期乗車券は、改正後の条例の規定により発行された定期乗車券とみなす。

附 則 (昭和55年10月23日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和55年規則第44号で、昭和55年12月26日から施行。ただし、第3条第1項第4号の改正規定ならびに附則第2項の表定期乗車券の項および第4項の規定は、同規則で、昭和56年1月1日から施行)

(暫定普通乗車料金等)

2 改正後の函館市電車乗車料金条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項の規定による乗車料金は、同項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から規則で定める日までの間は、次のとおりとする。

区分		料金		
普通乗車料金	大人	1回につき 120円		
	小児	1回につき 60円		
回数乗車券		120円券11片つづり 1枚 1,200円		
		120円券29片つづり 1枚 3,000円		
		60円券11片つづり 1枚 600円		
1日乗車券	大人	1枚 600円		
	小児	1枚 300円		
定期乗車券	通勤券		1月券 5,400円	
			3月券 15,390円	
	通学券		大人	1月券 4,320円
			3月券 12,310円	
			小児	1月券 2,160円

第14類 函館市電車乗車料金条例

通勤通学券	3月券	6,160円
	1月券	4,860円
	3月券	13,850円

(暫定貸切乗車料金)

- 3 改正後の条例第5条の規定による貸切乗車料金は、同条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から規則で定める日までの間は、次のとおりとする。

区分	料金
一般	19,200円
小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園および保育所の児童、生徒または幼児	9,600円

(改正前の条例の規定による定期乗車券)

- 4 この条例の施行前に、改正前の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された定期乗車券は、改正後の条例の規定により発行された定期乗車券とみなす。

附 則 (昭和57年6月25日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和57年規則第48号で、昭和57年8月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券は、改正後の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された乗車券とみなす。

附 則 (昭和59年6月29日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和59年規則第32号で、昭和59年8月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券は、改正後の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された乗車券とみなす。

附 則 (昭和61年8月1日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和61年規則第48号で、昭和61年9月13日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券は、改正後の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。

附 則 (昭和63年6月27日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。（昭和63年規則第58号で、昭和63年10月1日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行前に、改正前の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券は、改正後の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。

附 則（平成4年6月26日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。（平成4年規則第47号で、平成4年10月1日から施行）

（暫定普通乗車料金）

2 改正後の函館市電車乗車料金条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項第1号ウおよび第2号ウの規定による普通乗車料金で、4キロメートルを超え、かつ、4キロメートルを超える距離が3キロメートルを超える乗車に係るものは、これらの規定にかかわらず、この条例の施行の日から1年間は、次のとおりとする。

(1) 大人 210円

(2) 小児 110円

（経過措置）

3 この条例の施行前に改正前の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券は、改正後の条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。

附 則（平成6年7月18日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。（平成6年規則第65号で、平成6年12月10日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券は、改正後の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。

附 則（平成9年3月27日条例第22号）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。（平成9年規則第45号で、平成9年5月1日から施行）

2 この条例の施行前に改正前の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券は、改正後の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。

附 則（平成12年12月20日条例第62号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第33号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年規則第34号で、平成26年5月1日から施行）

附 則（平成29年12月8日条例第55号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成30年規則第18号で、平成30年4月1日から施行）
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の函館市電車乗車料金条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により発行された回数乗車券（以下「旧回数乗車券」という。）の施行日から平成32年2月29日までの間における取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 旧回数乗車券の平成32年3月1日から同月31日までの間における取扱いのうち、払戻しに係る取扱いについては、附則第5項および第6項に定めるところによるものとし、払戻しに係る取扱いを除く取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 旧回数乗車券は、平成32年4月1日以後においては、次項の規定により取り扱われる場合を除き、無効とする。
- 5 旧回数乗車券で平成32年3月1日の到来の時点において使用可能額があるものについては、同日から平成35年3月31日までの間に限り、管理者が別に定める方法により払戻しをすることができる。
- 6 前項の規定による払戻しに係る手数料は、無料とする。
- 7 施行日前に改正前の条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券（通勤通学定期乗車券を除く。以下同じ。）は、改正後の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。
- 8 施行日前に改正前の条例の規定により発行された通勤通学定期乗車券の施行日以後における取扱いについては、当該通勤通学定期乗車券の券面に表示された通用期間中に限り、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月6日条例第30号）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（令和元年規則第26号で、令和元年10月1日から施行）
- 2 この条例の施行の日前に改正前の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券は、改正後の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。

別表（第3条関係）

種別		区分	金額	
普通定期乗車料金		2キロメートルまでの乗車1月につき	8,810円	
		4キロメートルまでの乗車1月につき	9,680円	
		7キロメートルまでの乗車1月につき	10,320円	
		7キロメートルを超える乗車1月につき	10,770円	
		2キロメートルまでの乗車3月につき	25,100円	
		4キロメートルまでの乗車3月につき	27,610円	
		7キロメートルまでの乗車3月につき	29,410円	
		7キロメートルを超える乗車3月につき	30,690円	
		2キロメートルまでの乗車6月につき	47,570円	
		4キロメートルまでの乗車6月につき	52,270円	
		7キロメートルまでの乗車6月につき	55,730円	
		7キロメートルを超える乗車6月につき	58,160円	
		学生等割引定期乗車料金	大人	2キロメートルまでの乗車1月につき
4キロメートルまでの乗車1月につき	6,900円			
7キロメートルまでの乗車1月につき	7,330円			
7キロメートルを超える乗車1月につき	7,640円			
2キロメートルまでの乗車3月につき	17,960円			
4キロメートルまでの乗車3月につき	19,670円			
7キロメートルまでの乗車3月につき	20,890円			
7キロメートルを超える乗車3月につき	21,770円			
2キロメートルまでの乗車6月につき	34,020円			
4キロメートルまでの乗車6月につき	37,260円			
7キロメートルまでの乗車6月につき	39,580円			
7キロメートルを超える乗車6月につき	41,260円			
小児	2キロメートルまでの乗車1月につき			3,150円
	4キロメートルまでの乗車1月につき			3,450円
	7キロメートルまでの乗車1月につき		3,670円	
	7キロメートルを超える乗車1月につき		3,820円	
	2キロメートルまでの乗車3月につき		8,980円	

第14類 函館市電車乗車料金条例

		4キロメートルまでの乗車3月につき	9,840円
		7キロメートルまでの乗車3月につき	10,460円
		7キロメートルを超える乗車3月につき	10,890円
		2キロメートルまでの乗車6月につき	17,010円
		4キロメートルまでの乗車6月につき	18,630円
		7キロメートルまでの乗車6月につき	19,820円
		7キロメートルを超える乗車6月につき	20,630円
1日乗車 料金	大人	乗車1日につき	1,000円
	小児	乗車1日につき	500円
2日乗車 料金	大人	乗車連続2日につき	1,700円
	小児	乗車連続2日につき	850円